

重 要 事 項 説 明 書

地域密着型通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、藤枝市における地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、域密着型通所介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 地域密着型通所介護サービスを提供する事業者（法人）について

法 人 名 称	悠進株式会社
代表者職・氏名	代表取締役 太田 悠一
本社所在地	静岡県焼津市三ヶ名 1359-1
法人連絡先	TEL：054-631-7725 FAX：054-631-7726
法人設立年月日	平成23年6月1日

2 サービス提供を実施する事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	ゆうしん青島		
事業所所在地	〒426-0035 静岡県藤枝市下青島114-20		
電話番号	054-631-7779	FAX	054-631-7782
指定年月日・事業所番号	平成26年10月1日	2275301436	
実施単位・利用定員	1単位	定員15名	
通常の事業実施地域	藤枝市		
第三者評価の実施の有無	有・ 		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ご利用者様が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより社会参加の促進及びご家族様の負担軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	ご利用者様の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービス提供を行います。 ご利用者様が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者様の心身の状況を的確に把握し、機能訓練その他必要なサービスをご利用者様の希望に添って適切に提供します。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土・日
営業時間	8：00～18：00

(4) サービス提供可能な日時

サービス提供日	月・火・水・木・金・土・日
サービス提供時間	9：15～16：30

(5) 事業所の職員体制

管理者氏名	池谷 多津子	
職	職 務 内 容	人員数
管理者	従業者に、法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行い、その他業務の管理を行います。 ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を生活相談員等と協力して作成します。また、サービス実施状況の把握及び地域密着型通所介護計画の変更を行います。	常 勤 1 名
生活 相談員	ご利用者様がその有する能力に応じて自立して日常生活を営むことができるように、生活指導及び介護に関する相談及び援助などを行います。 また、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常 勤 2 名
看護職員	サービス提供の前後及び提供中のご利用者様の心身の状況等の把握を行います。 ご利用者様の静養のため必要な措置を行います。 ご利用者様の病状が急変した場合等に、主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	非常勤 2 名
介護職員	地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護を行います。	非常勤 4 名
機能訓練 指導員 (看護職員 兼務)	地域密着型通所介護計画に基づき、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	非常勤 2 名

令和8年7月現在

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
地域密着型通所介護計画の作成 (全てのご利用者様について作成します)		ご利用者様に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、ご利用者様の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。 地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容についてご利用者様又はそのご家族様に対して説明し、ご利用者様の同意を得ます。 それぞれのご利用者様について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、ご利用者様の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事介助	食事の提供及び介助が必要なご利用者様に対して、介助を行います。また、嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要なご利用者様に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要なご利用者様に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練		ご利用者様の状態や能力、希望等に応じて機能訓練指導員が専門的知識に基づき、 ・食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練 ・集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操等を行います。
その他 (創作活動など)		ご利用者様の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

・基本報酬

サービス提供 区分	介護度	介護報酬 額	ご利用者様負担額		
			1 割	2 割	3 割
3 時間以上 4 時間未満	要介護 1	4,218 円	422 円	844 円	1,266 円
	要介護 2	4,846 円	485 円	970 円	1,454 円
	要介護 3	5,475 円	548 円	1,095 円	1,643 円
	要介護 4	6,084 円	609 円	1,217 円	1,826 円
	要介護 5	6,722 円	673 円	1,345 円	2,017 円
4 時間以上 5 時間未満	要介護 1	4,421 円	443 円	885 円	1,327 円
	要介護 2	5,080 円	508 円	1,016 円	1,524 円
	要介護 3	5,739 円	574 円	1,148 円	1,722 円
	要介護 4	6,378 円	638 円	1,276 円	1,914 円
	要介護 5	7,047 円	705 円	1,410 円	2,115 円
5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	6,661 円	667 円	1,333 円	1,999 円
	要介護 2	7,868 円	787 円	1,574 円	2,361 円
	要介護 3	9,085 円	909 円	1,817 円	2,726 円
	要介護 4	10,271 円	1,028 円	2,055 円	3,082 円
	要介護 5	11,498 円	1,150 円	2,300 円	3,450 円
6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	6,874 円	688 円	1,375 円	2,063 円
	要介護 2	8,122 円	813 円	1,625 円	2,437 円
	要介護 3	9,379 円	938 円	1,876 円	2,814 円
	要介護 4	10,636 円	1,064 円	2,128 円	3,191 円
	要介護 5	11,884 円	1,189 円	2,377 円	3,566 円
7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	7,635 円	764 円	1,527 円	2,291 円
	要介護 2	9,024 円	903 円	1,805 円	2,708 円
	要介護 3	10,464 円	1,047 円	2,093 円	3,140 円
	要介護 4	11,884 円	1,189 円	2,377 円	3,566 円
	要介護 5	13,303 円	1,331 円	2,661 円	3,991 円

☆ 基本利用料に地域区分（ 7 級地 10.14 円 ）を乗じた金額です

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容のサービスを行うための標準的な時間によるものです。

したがって、例えば単にご家族様のお迎え等の都合で通常の時間を超えて事業所にいたというだけの場合は、当初の計画に位置付けられた所要時間の料金となります。

※ ご利用者様の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。

※ 月平均のご利用者様の数が当事業所の定員を上回った場合及び地域密着型通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100 となります。

・加算等

加算名称	介護報酬額	ご利用者様負担額		算定回数等
入浴介助加算Ⅰ	405 円	1割	41 円	入浴介助を実施した日数
		2割	81 円	
		3割	122 円	
送迎を行わない場合の減算	-476 円	1割	-48 円	片道につき
		2割	-96 円	
		3割	-143 円	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ口	所定単位数の 12.5%を加算			1月につき

所定単位数・・・基本報酬に各種加算・減算を加えた総単位数

注) 利用料について、支払方法が償還払いとなる場合には、上記に係る利用料を全額お支払いただきます。この場合、事業所から「サービス提供証明書」を発行しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に（介護保険担当窓口）居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

4 その他の費用について

食事の提供に要する費用	698円（おやつ付）
おむつ・リハビリパンツ・パッド代	おむつ・リハパン → 1枚/162円 パッド→2枚/162円
延長料金 (9:15~16:30 以外の 介護サービス提供時間)	30分あたり324円

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

その他の費用の請求及び支払い方法について

① ご利用料金その他の 費用の請求方法等	利用料利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて、利用月の翌月15日までにご利用者様宅あて送付いたします。
② お支払い方法等	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録のご利用者様控えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しいたしますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3か月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 地域密着型通所介護従業者の禁止行為

地域密着型通所介護従業者はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- (2) ご利用者様又はご家族様の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (3) ご利用者様又はご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- (4) 身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為
(ご利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。)
- (5) その他ご利用者様又はご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。住所等に変更があった場合は速やかにお知らせください。
- (2) ご利用者様が要介護認定を受けていない場合は、ご利用者様の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用者様が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) ご利用者様に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、ご利用者様及びご家族様の意向を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「地域密着型通所介護計画」を作成します。
なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、ご利用者様又はご家族様にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画」は、ご利用者様等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

8 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、事業所の職員に周知徹底いたします。
- (2) 虐待の防止に係る指針を整備いたします。
- (3) 事業所の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施いたします。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置いたします。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置を実施いたします。
- (6) サービス提供中に、事業所従業者又は養護者（現に高齢者を養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者：池谷 多津子
-------------	------------

9 身体拘束について

事業者は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者様本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合は、ご利用者様及びそのご家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等についての記録を行います。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者様本人又は他人の生命身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
非代替性	身体拘束以外に、利用者様本人又は他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
一時性	利用者本人または他人の生命身体に対し危険が及ぶことがなくなった場合には、直ちに身体拘束を解きます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、ご利用者様及びご家族様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様及びそのご家族様の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者様及びそのご家族様の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	事業者は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いませぬ。 また、ご利用者様のご家族様の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご家族様の個人情報を用いませぬ。 事業者は、ご利用者様及びそのご家族様に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含みます）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者様の負担となります。）

1 1 緊急時の対応について

地域密着型通所介護のサービス提供中に、ご利用者様に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者様が予め指定する連絡先にも連絡します。

緊 急 連 絡 先			
家族等氏名（続柄）		連絡先	
家族等氏名（続柄）		連絡先	
医療機関・診療所名			
主治医		連絡先	

※契約締結後に記入をお願いします。

1 2 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、ご利用者様のご家族、市町村、ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者様に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村（保険者）	藤枝市役所 地域包括ケア推進課	連絡先	054-643-3225
居宅介護支援事業所			
担当ケアマネージャー		連絡先	

※契約締結後に追加記入いたします。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	対人・対物・管理財産賠償補償その他従事業者が法律上の賠償責任を負った場合

13 心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定地域密着型通所介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「地域密着型通所介護計画」の写しを、ご利用者様の同意を得た上で居宅介護支援事業者速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者速やかに送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定地域密着型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は契約終了の日から2年間保存します。
- (2) ご利用者様は、事業者が保存しているサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (4) 非常災害時には、当施設又は、下記の避難場所まで身元引受をお願いします。

避難場所	藤枝市立青島小学校
------	-----------

17 衛生管理等

- (1) 指定地域密着型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施し、常に衛生管理に十分に留意いたします。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備いたします。
- (4) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施いたします。

18 業務継続計画の策定

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を実施いたします。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施いたします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を実施いたします。

19 運営推進会議について

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。
- (2) 事業所にて行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
- (3) 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヵ月に1回以上会議を開催します。
- (4) 「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内及び出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いいたします。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

< 苦情処理の体制、手順 >

- (1) ご利用者様又はご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりと話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- (3) 苦情相談担当者(対応者)は速やかに管理者に状況等の報告を行い、ご利用者様又はご家族様の立場に立った適切な対処方法を検討します。
- (4) 検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ずご利用者様又はご家族様へ報告します。
- (5) 苦情又は相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業員全員で検討します。

苦情申立の窓口

事業者	ゆうしん青島		
所在地	静岡県藤枝市下青島 1 1 4-2 0		
TEL	054-631-7779	FAX	054-631-7782
受付時間	月・火・水・木・金・土・日 8:00~18:00		

保険者（市町村の介護保険担当部局）	藤枝市役所 地域包括ケア推進課		
所在地	静岡県藤枝市岡出山 1-11-1		
TEL	054-643-3225	FAX	054-643-3506
受付時間	8:30~17:15（平日のみ）		

静岡県国民健康保険団体連合会			
所在地	静岡県静岡市葵区春日 2-4-34		
TEL	054-253-5590	受付時間	9:00~17:00（平日のみ）

21 重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	---

上記内容について、藤枝市の指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の規定に基づき、ご利用者様に説明を行いました。

法人所在地	静岡県焼津市三ヶ名 1359-1
法人名	悠進株式会社
代表者名	代表取締役 太田 悠一 印
事業所名	ゆうしん青島
説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から受け内容について同意をしました。

ご利用者様	住 所			
	氏 名	印		
代筆の場合は代筆者氏名 (ご利用者様との続柄等)			続柄等	

代理人 (ご家族様等)	住 所			
	氏 名	印		